

第3号議案

益子都市計画道路の変更について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

平成27年7月27日

栃木県都市計画審議会会長 築瀬 範彦

都計第145号

平成27年7月17日

栃木県都市計画審議会

会長 築瀬 範彦 様

栃木県知事 福田 富一

益子都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

益子都市計画道路の変更（栃木県決定）

都市計画道路中 3・4・1 号益子西通りほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起点	終点	主 な 経 過 地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間 における鉄道 等との交差の 構造	
幹線 街路	3・4・1	益子西通り	益子町大字益子字大橋	益子町大字北中字上ノ台	益子町大字益子字大堤	約 2,500m	地表式	2車線	16.0m	真岡鐵道と立体交差 幹線街路と平面交差 4箇所	
	3・5・3	益子南通り	益子町大字益子字大橋	益子町大字益子字日向前	益子町大字益子字田町南側	約 2,480m	地表式	2車線	12.0m	真岡鐵道と立体交差 幹線街路と平面交差 6箇所	

理 由

益子町益子地区における、将来交通量や道路ネットワーク、県道つくば益子線との交差点整備計画を勘案した結果、本案のとおり変更するものである。